国保条例の一部改正

葬祭費五千円に増額

岩室村国民健康保険条例の保険給付を四月一日より一部改正しました。（葬祭費）被保険者が死亡したときはその者の葬祭を行なう者に対し葬祭費として五千円を支給することになりました。

岩室村老人医療費の支給に関する条例を制定

岩室村では老人の医療保障の充実をはかり老人の福祉の増進に寄与することが目的であります。

△対象者

岩室村に三月以上住所を有する満八十才以上のもので他の法に基づく医療給付対象者を除く。

△支給する医療費の額

医療費の総額から保険給付費及び附加給付金等を控除した額（一部負担金）の$\frac{1}{2}$の額を支給する。

△医療費の支給の制限

医療費の支給原因である病気又は負傷が第三者の行為（交通事故等）によって生じた場合は支給しない。

△老人医療資格証

医療費の支給を受けようとする者は、老人医療資格証の交付の申請をして下さい。

尚細部については社会福祉課に問合せ下さい。

岩室村廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定

従来の清掃法が廃止され新らたに新法が制定され、これにともない村条例が制定されたものであります。この条例は廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることが目的であります。

尚、内容については村が行なう廃棄物の処理区分は、し尿を除く廃棄物の収集及び運搬に限られます。但して処理しなければなりません。又住民は排出について協力義務が課せられ集積所廃棄物と多量の一般廃棄物及び産業廃棄物に区分され原則として村は一般廃棄物のみを収集及び運搬することになり産業廃棄物については事業主が責任をもって処理しなければなりません。

巻町・岩室村葬祭施設組合条例の一部改正

昭和四十三年十一月完成後年次環境整備により明るく清潔な施設として使用されてまいりました。近年諸物価の高とうと場内整備費の増額により、止むを得ず使用料の値上を四月一日より実施いたしますが収集地域は従来通りとなっておりますので、条例は四月一日より施行されますのでよろしくお願いします。

岩室村広域簡易水道

第一次拡張計画が本年度から実施されます

村民サービスによる住民福祉をモットーに、昭和四十七年度重点施策の一つとして水道事業の拡張計画が実施に移されます。

昭和二十七年十二月、約一億円の工費を投じて竣工した現在の水道施設は、一日千二百十㎥の処理能力をもつ緩速ろ過による浄水施設です。

近年文化生活の向上と共に給水人口の増加は、年々使用水量を伸ばし、昨年八月には一日二三〇〇㎥以上の使用量を記録し、実に施設能力を一八〇％以上上廻る給水状況となりました。

又間瀬簡易水道についても使用水量は年々増加し、夏期渇水期には、断水、時間給水等を余儀なくされている現状が続いております。

この様に、村水道の実情から調査研究を進めて参りましたが漸くその案がまとまり、このほど議会の賛同を得て事業実施が決定されました。

つきましてはその内容をご報告致し村民各位の格段の御協力をお願い致します。

この計画、岩室村広域簡易水道第一次拡張事業は、岩室村総合の施設として急速ろ過による一日五千㎥を処理できるものとして、今後十年以上の給水を確保できる施設であります。

第一次拡張計画は本年度から三ケ年計画で実施を予定しているものであって、総事業費、二億三千四百万円余を予定し、村の一般会計から二千万円の事業補助を受け長期起債二億円以上を含めて事業の完遂をめざしております。

この事業の概要は次の通でありますが、これが完成までにはなお幾多の困難な事態もあろうと存じますが、何分とも村民各位の御理解と御協力により、より良い施設で、より完全な給水ができますよう宣しくお願い致します。

事業計画の概要

一、浄水施設
　1. 沈澱池　二池
　2. 急速ろ過池　三池
　3. 薬品注入設備　一式
　4. 電気計装設備　一式
二、配水施設
　1. 配水池　三池
　2. 配水ポンプ施設　一式
　3. 配水管布設整備　一式
　4. 増圧ポンプ施設　一基
三、雑工附帯施設　一式
以上

給水料金が改正され四月から新料金に

近年水道の使用水量が大巾に増加して来ましたので村では本年度から三ケ年計画で、水道施設の拡張事業を実施することになりました。

これに伴い、現在の給水料金体型では昭和四十九年末には一千七百五十万円以上の赤字が見込まれるため、水道料金を改正し、第一次拡張事業の完遂と、健全な水道事業の運営を期しております。

新料金は次の通りで四月から実施いたしますが、これらの事情御明察の上、とく段の御協力をお願い致します。

料金は一ヶ月につき

種別	料率 用途	基本料金 基本水量	基本料金 料金	超過料金 1㎥につき	記事
専用	一般用	10㎥	500円	50円	一般家庭及び他の用途の何れにも属さないその他のものにおいて使用するもの。
	営業用	10	600	60	料理飲食業，旅館業，食品製造業等営業に使用するもの。
	湯屋営業用	100	3,000	40	一般公衆浴場として営業の用に供するもの。
	官公署学校用	100	5,000	50	村長が指定する官公署及び学校
	保育所用	50	2,500	50	
	工業用	100	5,000	50	村長が指定した工場用。
	娯楽用臨時用	20	1,600	80	工事その他臨時に使用するもの及び噴水，滝，散水用に供するもの等
共用	共同栓	一世帯につき使用水量 10	400	40	屋外に設置し，2戸又は2ヶ所以上で使用するもの。

先生方の異動

笹林岩中教頭校長に栄転

教職員の定期異動は、四月一日付で発令されましたが、本村の中小学校では後進に道をゆずって勇退される先生、校長に御栄転される先生、感謝をこめてお送りする先生方、新しい期待をもってお迎えする先生方をつぎのとおり御招介します。

◎ごくろうさまでした

退職（　）内は旧任校

後藤　敏夫（間瀬小学校）
石添　徳治（教頭）（吉田町吉田南小教頭）
宿屋　孝（中蒲横越小杉小）
解良　潔子（弥彦村弥彦小）
斎藤　節子（事務職員）（西川町曽郷中）

◎よろしくおねがいします

転入（　）内は旧任校

岩室中学校へ
中島　秀男　教頭（巻町浜松中）
渡辺五三子（巻町浜松中）
大滝　ノリ（巻町巻中）
和納小学校へ
中島　吉雄（中之口村西小）
岩室小学校へ
伝川　一夫　教頭（巻町松野尾小）
小島　玲子（巻町巻小）
赤川　武（黒埼村坂井小）
斎藤　涼子（事務職員）（巻町　角田）
間瀬小学校へ
浅島　収（両津市白瀬小）

◎御世話になりました

転出（　）内は着任校

岩室中学校から
笹林　定栄　校長（南浦下山村飯田小）
渡辺　昇（潟東村西小）
寺尾　勝子（巻町浜松中）
市橋　美江（潟東村潟東中）
和納小学校から
大滝新一郎（中之口村西小）
古田島シズ（巻町越前小）
岩室小学校から

新任の御挨拶

教育長　大岩修作

このたび再び教育長に御推ばんをいただき、浅学者の吾が身をかえりみて、誠に僭越に考えております。村民の皆様から寄せられた今までの絶大なる御協力を深謝すると共に、過去四年間の経験を生かし、これまでの実践上の反省に立って謙虚の気持ちで、この重責に取り組んで行きたいと思っております。全村民各位の旧に倍しての御指導と御支援を、切にお願い申上げます。

さて、昨秋の中国の国連加入並びに円切上げの問題などと一連の諸情勢の中に、いま世界は新しい秩序を求めて大きく転換をせまられております。また国内的には連合赤軍派による目を覆う惨劇、あるいは交通、公害の問題等人間性を無視した、現代社会の悪の恥部をさらけ出すようないまわしい事件が相次いで派生し、私達の胸の底に歪んだ苦悩が浮き彫りにされ人間断絶の壁と共に、教育に対する不信感も重く教育界にのしかかって来るやの感がある昨今、国の教育行政組織の末端にある地教委の教育長の職責の重大性をひしひしと感じさせられるのであります。

教育は『人に教えられるものでなく、自ら学びとることであります。』すなわち如何にしたら学びとる意欲を起させるかが問題であります。教えるものと、学ぶものと、これ等を取りまくもろもろの条件が整えられた人の和の中に真の教育、真の人間形成が営まれるものであります。

勿論本村の教育は基本的には国や県の教育方針や施策や指導事項をふまえながらも地域に於ける特殊性が現状の指導実践の上に活かされるよう配慮しつつ、現代社会に適応する岩室村の子供たちづくり、村民づくりの為に私達教育関係者は、あくまでも公平不偏と誠実明朗を旨として、村民の皆さまと手を取りあって、私に課せられた重大使命達成のため精一杯の努力を続けて行きたいと思っています。変らぬ御愛顧と御協力の程を、重ねてお願い申上げて再任の御挨拶とします。

◎天神山、松嶽城址保存会が設立されます

私達の郷里の貴重な文化遺産である天神山松嶽城址保存のために，村と地元が一体となって，これ等の保善の手を加えようとする地元組織です。6月初旬の創立を目指して同会設立発起人会では広く村民に入会を呼びかけています

入会希望者は至急　岩室部落事務所（TEL44）

又は直接公民館へ。（TEL1220）

申込んで下さい。

善意の御寄附

○村の老人福祉の向上に役立ててほしいと、間瀬の柏木武さんから

金　一万円

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

昭和47年度の「犬の登録」と「第1回狂犬病予防注射」を実施いたしますから，あなたの愛犬も近くの会場で必らず済ませて下さい。

登録と注射の日程表

4月5日（水）	岩室公会堂	正午～午後3:00
	岩室農協	正午～午後3:00
	間瀬支所	午後0:30～2:00
4月14日（金）	岩室村役場	午前11:00～2:00

4月の日曜救急病院

2日	（第一日）	県立吉田病院
9日	（第二日）	分水本間医院
16日	（第三日）	県立吉田病院
23日	（第四日）	町立巻病院
29日	（祭）	分水榊原医院
30日	（第五日）	吉田伊藤病院